



北海道

障がいのある方の 結婚・出産・子育てを 地域で支えるための 手引き〔参考事例集〕



令和6年（2024年）12月

北海道保健福祉部福祉局
障がい者保健福祉課

はじめに

住み慣れた地域で暮らし続けたいというのは誰もの願いです。

障がいのある方についても同様にその願いを実現するためには、生活上の様々な困りごとから発生する多種多様なニーズを、必要な支援につなぐ、きめ細かな支援体制が求められております。

道においては、「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例（平成21年（2009年）3月31日条例第50号）」（以下、「条例」という。）に基づき、障がい者が暮らしやすい地域づくりを推進することを目的に、市町村が実施することが望ましい事項等の基本的な指針として、「地域づくりガイドライン」を、平成22年（2010年）3月に策定しております。

このガイドラインでは、「相談支援体制の確保」をはじめとした条例に基づく6つの項目を設定し、権利擁護と暮らしやすい地域づくりという視点から、「めざす姿」を提示するとともに、各市町村が、まちの現状を評価し、自分たちのまちづくりをどのように進めるのがよいのか、足りない機能は何かなどについて、市町村自立支援協議会（以下、「協議会」という。）などにおいて、関係機関等が協働して取り組む地域づくりの進め方をお示ししております。

この「手引き（参考事例集）」は、道のガイドラインを補完するものとして、障がいのある方が、住み慣れた地域において、結婚や出産、子育てを希望する場合に、その意思決定の重要性を認識した上で、市町村が協議会などにおいて、具体の支援を検討する際の参考にしていただくとともに、支援にあたっては、特に市町村の障がい保健福祉と母子保健・子育て支援の各担当部局のほか、障害福祉サービス事業者や関係機関との連携が重要であることをご理解していただくよう、道内市町村におけるこれまでの取組事例などを取りまとめております。



目次

- 1 これまでの経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

- 2 道が実施する結婚・出産・子育てに係る
支援の取組状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

- 3 市町村等の結婚・出産・子育てに係る
支援の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

- 4 市町村等における結婚・出産・子育てに係る
支援の取組事例等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

- 5 結婚・出産・子育てに関して活用できる
各種サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48

1 これまでの経過

【令和4年度(2022年度)～5年度(2023年度)】

- 令和4年(2022年)12月、道内のグループホームにおいて、入居者が結婚や同居を希望する場合に、本人の意思決定への支援が十分ではないという事案が明らかとなり、道では、令和5年(2023年)1月から4月まで、所管するグループホームを対象に、入居者から結婚等の相談を受けた場合の対応状況や出産や子育てを希望する場合の課題、必要と考える支援などを把握するための実態調査を行いました。
- 道では、令和5年(2023年)8月、障害者基本法に基づき設置する「北海道障がい者施策推進審議会」(以下、「審議会」という。)において、実態調査の結果を踏まえ、グループホームが入居者に交際や結婚、出産や子育てに関する意思決定を支援するに当たっての課題や、地域の幅広い関係機関と連携して退居後の子育て支援につなげるための課題を議論しました。
- また、令和5年(2023年)11月、審議会において、意思決定支援やグループホームのみに限定した議論とすべきではないという意見のほか、グループホームに限らず地域で子育てを支援する視点が重要との意見があったことから、議題を再整理することとしました。
- さらに、令和6年(2024年)2月、審議会では、グループホームなど障害福祉サービスにおいて意思決定支援を推進することに加えて、地域において障がいのある方の子育てを支援するための対応について検討を行い、同年3月末、これまでの議論を踏まえ、「障がいのある方の結婚・出産・子育てに係る対応策」(以下、「対応策」という。)を取りまとめました。

【令和6年度(2024年度)】

- 令和6年(2024年)3月に取りまとめた「対応策」のうち、地域において障がいのある方の子育てを支援するための対応については、障害者総合支援法に基づき設置する「北海道自立支援協議会」の中に、障がい者地域生活支援部会を設置して検討を進め、最後に親会である「北海道自立支援協議会」からのご意見を踏まえて、この「手引き(参考事例集)」を取りまとめました。

障がいのある方の結婚・出産・子育てに係る対応策〔概要版〕

保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課

1 グループホーム等における意思決定支援の推進

- ① 実地指導において、意思決定支援ガイドラインに基づいた取組の実施状況を確認し、障害福祉サービス事業所に指導や助言
 - ・ 本人や家族等を交えた「意思決定支援会議」の開催
 - ・ 意思決定の結果を反映した「個別支援計画」の作成
- ② 結婚・出産・子育て等の意思決定支援の好事例を収集し事業所に情報提供
- ③ 意思決定支援のスキルを習得できるよう事業所職員に研修を実施

2 障がいのある方の結婚・出産・子育てを支える体制づくり

- ① 居宅介護事業所における育児支援への対応状況や支援内容を把握
- ② 今後、地域で子育てを支える地域支援体制づくりを具体的に検討
 - ・ 令和6年度から、北海道自立支援協議会・障がい者地域生活支援部会において検討

3 国への必要な要望

- ① 育児支援を行う居宅介護事業所が増加するよう次のとおり要望
 - ・ 居宅介護事業における育児支援の報酬を引上げ
 - ・ 居宅介護事業の国庫負担基準額（上限額）を緩和
- ② グループホームのサテライト型住居で子育てできるよう次のとおり要望
 - ・ サテライト型住居内での子育てを希望する場合は、特例的に住居内での子育てを認め、居室定員の基準や利用年数を緩和すること

（注）意思決定支援とは、障害者が可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。（出典：「障害福祉サービスの利用等に当たっての意思決定支援ガイドライン」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部策定））

2 道が実施する結婚・出産・子育てに係る支援の取組状況

令和6年(2024年)6月5日に、厚生労働省が発出した通知「障害者の希望を踏まえた結婚、出産、子育てに係る支援の推進について(障障発0605第2号)」(以下、「国通知」という。)では、市町村における障がいのある方への結婚、出産、子育てに係る支援の推進に関する留意事項として、以下のとおり整理されており、道としても国通知に基づいて、必要な取組を進めてまいります。

(1) 本人の希望の実現に向けた意思決定支援や支援体制の構築について

- ① 障害福祉サービス事業者や相談支援事業者において支援方針等について丁寧に検討し、関係機関の連携の下、本人の希望の実現に向けた支援が進められるよう、周知徹底を図るとともに、資源の開発や連携の強化を含めた、地域の支援体制の構築を進めること。
- ② 障害者の妊娠・出産や子育てに係る支援に当たっては、個々の支援において関わりの深い部局が中心となって、関係部局及び機関・事業所等が連携し、必要なサービスの活用や見守り等の支援体制を構築していくこと。

(2) 障害保健福祉施策と母子保健、児童福祉施策等の連携について

- ① 障害者が希望する地域生活の支援及びそのこどもの養育を支えるため、必要に応じて、障害者の在宅生活を支える各種障害福祉サービスに加え、こども家庭センター等の児童及び妊産婦の福祉や母子保健の相談窓口障害者がつながり、必要な支援が確実に行われるよう、障害保健福祉部局は、母子保健部局及び児童福祉部局と連携し、障害福祉サービス事業者や相談支援事業者に対し、これら相談窓口や支援施策を周知するとともに、日頃からの連携体制の構築を図ること。
- ② こどもの健全な養育を確保する観点から支援が必要と認められる世帯については、障害保健福祉部局、母子保健部局及び児童福祉部局、基幹相談支援センターが定期的又は随時に情報共有や支援に関する協議を行うこと等により、重層的な相談支援や見守り体制を確保すること。
その際、必要に応じ、障害特性に配慮した支援を得意とする障害福祉分野の基幹相談支援センターや相談支援事業所の職員等が、こども家庭センター等の職員と同行して訪問を行うことや、こども家庭センター等の職員が把握した障害者の子育て中の世帯について、障害保健福祉部局や基幹相談支援センター等につなげること。

(3) 活用できる施策等について

- ① 障害のある妊産婦、子育て家庭への支援にあたっては、こども家庭センター等において、妊娠期からの切れ目のない支援を提供できるよう、サポートプランの作成に際しては、必要に応じて障害福祉分野の相談支援事業者や障害福祉サービス事業者等とも連携する等、障害福祉サービス、相談支援、子育て支援施策等を最大限活用し、必要な支援を提供すること。
- ② 就労している障害者世帯については、障害者就業・生活支援センター等、就労関係機関等との連携を図ることも重要であること。

（１）障がいのある方の意思決定支援の取組の推進について

道では、障害福祉サービス事業者等や相談支援事業者において、意思決定支援が適切に実施されるよう、事業所のサービス管理責任者や相談支援専門員等の資質向上を図るための研修を、道が指定する研修事業者において実施しております。

- 研修の位置付け：北海道サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・相談支援専門員の受講要件を満たすものを対象とした専門別コース研修としての法定研修と興味関心がある方への一般研修を兼ねております
- 指定研修事業者：特定非営利活動法人きなはれ
- 研修内容：
 - ・意思決定支援の必要性
 - ・意思決定支援の概要と意思決定支援ガイドラインの構造
 - ・意思決定支援ガイドラインの実践（講義又は演習）等
- 実施時期：研修実施法人のホームページにおいて、公表しております。
<https://sabijikan.info/category/ishikettei-shien/>

さらに、障害福祉サービス事業者に対する実地指導において、国の「意思決定支援ガイドライン」に基づいた取組の実施状況を確認し、必要な指導や助言を実施しております。

〈実施方法〉

各総合振興局（振興局）が実施する障害福祉サービス事業者等に対する運営指導において、厚生労働省の「意思決定支援ガイドライン」に基づいた取組が行われているか確認を行っております。

- 確認事項
 - ・意思決定支援責任者の配置状況
 - ・意思決定支援会議の開催状況
 - ・適切なアセスメントの実施
 - ・個別支援計画（意思決定支援計画）の作成
 - ・意思決定支援を反映したサービスの提供
 - ・モニタリング、評価・見直しの実施状況
 - ・意思決定支援の内容・結果の記録
 - ・職員の知識・技術向上のための研修会の参加・勉強会の開催状況
 - ・本人と家族等に対する説明責任など

(2) 市町村（障がい保健福祉・母子保健・子育て支援各担当部局）と関係機関との連携による支援体制の構築について

今般、道では、障がいのある方の結婚・出産・子育てへの支援の取組実績がある市町村や相談支援事業所などにおいて、おもにどのような関係機関と連携しながら支援が行われているかヒアリングを行い、取組事例としてこの手引きにまとめるとともに、障がいのある方ご本人から、結婚・出産・子育ての体験談も伺うことができましたので、皆様におかれましては、支援を検討する際の参考にしていただくようお願いいたします。

なお、取組事例につきましては、都市部から小規模な町村部まで、それぞれ実際に行われた支援をもとに作成しており、支援が上手くいった事例もある一方で、予定していた支援が計画どおりに進まず、現在も対応に苦慮されている事例まで様々あります。

今回の事例においても、世帯の経済的な問題や当事者が抱える疾病の問題のほか、当事者と支援者との関係性の構築が困難なもの、雑然とした住環境の中で子育てが行われているもの、虐待の可能性がある世帯など、様々な問題が内在しており、相談を受けた窓口や事業所等だけの対応には限界があります。

このため、市町村（障がい保健福祉担当部局）や相談支援事業所等におかれましては、当事者の意思を最大限に尊重しつつ、相談の内容に応じて、早期に市町村の母子保健担当部局や子育て支援担当部局と連携し、障害福祉サービス事業所をはじめとした関係機関とも情報を共有しながら、地域にある社会資源の活用を十分に検討した上で、障がいのある方が安心して出産・子育てができるよう支援を行うことが重要となります。



(3) 活用できる施策等について

- ◎ 今回、道において取りまとめた事例では、子育ての際に、障害福祉サービスの「居宅介護」を利用されている（検討されている）ケースが多く見受けられ、その主な支援としては、「利用者（親）へのサービスと一体的に行う子ども分の掃除、洗濯、調理」といった家事援助を中心に、世帯の見守りも実施されているところがあります（制度の概要は、9ページの「(参考) 道内の居宅介護事業所における育児支援の実施状況」をご覧ください）。
- ◎ 「自立生活援助」については、障害者支援施設やグループホーム等から、地域での一人暮らしに移行した障がい者で、理解力や生活力に不安がある方などを対象とされていたところ、国通知において、**単身の障がい者に限らず、障がい者同士が結婚する場合や子育てを行っている場合も支援の対象と明記されたこと**から、今後、積極的な活用が期待されます。

【自立生活援助のサービス内容】

定期的（概ね週1回）に利用者の居宅を巡回し、食事、洗濯、掃除など生活上の課題はないか、体調に変化はないか、通院しているか、地域住民との関係は良好かなどの確認を行い、必要な情報の提供や助言を行うとともに、医療機関等への同行支援や障害福祉サービス事業所等との連絡調整などを行うほか、定期的な巡回だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。

【出典：自立生活援助の運営ガイドブック（令和3年3月 PwCコンサルティング合同会社 発行）】

- ※1 利用対象者は、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしを始める場合に限らず、例えば、高齢の親と同居している障がいのある方で、親の支援を受けることが難しい場合や、既に一人暮らしをしているものの、生活上の困りごとが生じ、支援を必要としている場合も対象となります。
- ※2 サービスの標準利用期間は1年間とされておりますが、障がいのある方が子育てしている世帯であって、市町村の個別審査を経て、必要性が認められた場合は、回数制限なく更新が可能とされております。
- ※3 障がいのある方が、ご家庭での生活において育児が必要な状況であり、当該障がいのある方が育児を行う上で必要な相談や緊急対応の助言などを、随時行う場合も対象となります。
- ※4 子どもを医療機関等へ連れて行く際に、子どもに付き添う障がいのある方に対して、同行支援を行う場合も対象となります（同行支援加算の対象）。
- ※5 直接の家事支援等については、他の障害福祉サービスによって行われるべきものであって、自立生活援助に含まれません。

また、「自立生活援助」の実施にあたって、事業所に必要となる人員の配置基準は、令和6年度の障害福祉サービス等報酬改正において弾力化が図られたところであり、特に、既存の地域移行支援事業所または地域定着支援事業所（以下、「地域移行支援事業所等」という。）において、「自立生活援助」の指定が受けやすくなっております。

〔人員配置の例〕

地域移行支援事業所等は、**地域生活支援員を配置**することで、次のとおり自立生活援助に必要な人員配置を満たすことができます。

- ①管理者は、自立生活援助と地域移行支援事業等を兼務（管理業務に支障がない範囲で）。
 - ②サービス管理責任者は、地域移行支援事業所等に配置している相談支援専門員をもって、自立生活援助にも配置されているものとみなされます。
 - ③地域生活支援員は、新たに配置します。
- ※②③については、利用者数に応じた配置が必要となります。

○自立生活援助を実施する事業所において必要な人員配置

管 理 者	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として管理業務に従事するもの ※管理業務に支障がない場合は、他の職務の兼務可
サービス管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤である場合、次の①または②に掲げる数 ①利用者数60以下：1人以上 ②利用者数61以上：1人に、利用者数が60人を超えて60またはその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 ・上記以外の場合、次の①または②に掲げる数 ①利用者数30以下：1人以上 ②利用者数31以上：1人に、利用者数が30人を超えて30またはその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
地 域 生 活 支 援 員	<ul style="list-style-type: none"> ・1人以上 ※非常勤でも可 ・利用者数25に対し1人を標準とし、利用者数が25又はその端数を増すごと増員することが望ましい。

※地域生活支援員については、資格要件はありません。

〔参考〕地域移行支援を実施する事業所において必要な人員配置

管 理 者	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として管理業務に従事するもの ※管理業務に支障がない場合は、他の職務の兼務可
相 談 支 援 専 門 員	<ul style="list-style-type: none"> ・専従の指定地域移行支援従事者を置くこと（業務に支障がない場合は他の職務の兼務可） ・指定地域移行支援従事者のうち、1人以上は相談支援専門員であること。

- ◎ 共同生活援助（グループホーム）においては、利用する障がい者が出産した場合であって、直ちに新たな住居等を確保することが困難な場合には、それまでの間、こどもとの同居を認めて差し支えないこととされております。

なお、グループホーム利用中であっても、母子保健や子育て支援に係る施策の利用は可能ですので、市町村の母子保健・子育て支援担当部局と適切に連携し、支援体制を確保することが重要となります（ただし、同じグループホームを利用する他の障がい者の支援に支障が生じないよう留意する必要があります）。

- ◎ 子ども家庭庁において、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ「伴走型相談支援事業」と、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等の経済的支援を行う「出産・子育て応援給付金」を一体的に実施する事業が、令和4年度（2022年度）に創設されました（事業の実施主体は市町村です）。

● 「伴走型相談支援事業」は、妊娠の届出時、妊娠8か月頃、出産後（生後4か月頃まで）のそれぞれの時期に、妊婦、配偶者、パートナー、同居家族も同席した上で、妊娠期から出産後の見通しや過ごし方、必要となる各種手続、利用できる支援サービスなどを一緒に確認するための面談等を実施し、面談等により把握した養育者の状況等に応じて産後ケア事業、一時預かり事業その他必要な支援サービスの利用等を案内するものです。

● 「出産・子育て応援給付金」は、妊娠の届出（妊娠1回につき）を行った妊婦に出産応援ギフトを、出生の届出（養育する児童1人につき）を行った子育て世帯に子育て応援ギフトとして、5万円相当額の妊婦健康診査等の交通費、育児関連用品等の購入・レンタル費用又は家事・子育て支援サービス等の利用料に係る費用助成又はクーポンの支給を行うものです。

今回、道で取りまとめた事例においても、市町村の職員が、「出産・子育て応援給付金」の支給手続きに係る説明を行う機会を利用して、障がいのある方の世帯へ訪問し、子育ての状況を確認の上、必要な支援に繋げるなど、世帯との関わりが途切れないよう工夫したケースがありました。

※令和7年度（2025年度）から事業名が変更となります。

R6：伴走型相談支援事業
R6：経済的支援事業



R7：妊婦等包括相談支援事業
R7：妊婦のための支援給付

(参考) 道内の居宅介護事業所における育児支援の実施状況

国は、令和3年(2021年)7月12日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡により、育児をする親が十分に子どもの世話ができないような、障がい者である場合の「育児支援」について、居宅介護及び重度訪問介護のサービスとして提供することが可能と示しており、道では、令和6年度(2024年度)、道内の居宅介護事業所における育児支援の実施状況について、調査を行いました。

【制度概要】

○「育児支援」の対象範囲

次の①から③の全てに該当する場合に、個々の利用者、子ども、家族等の状況を勘案し、必要に応じて、居宅介護等の対象範囲に含まれるものとする。

- ① 利用者(親)が障害によって家事や付き添いが困難な場合
- ② 利用者(親)の子どもが一人では対応できない場合
- ③ 他の家族等による支援が受けられない場合

○「育児支援」の具体例

- ・ 育児支援の観点から行う沐浴や授乳
- ・ 乳児の健康把握の補助
- ・ 児童の健康な発達、特に言語発達を促進する観点からの支援
- ・ 保育所・学校等からの連絡帳の手話代読、助言、保育所・学校等への連絡援助
- ・ 利用者(親)へのサービスと一体的に行う子ども分の掃除、洗濯、調理
- ・ 子どもが通院する場合の付き添い
- ・ 子どもが保育所(場合によっては幼稚園)へ通園する場合の送迎
- ・ 子どもが利用者(親)に代わって行う上記の家事・育児等

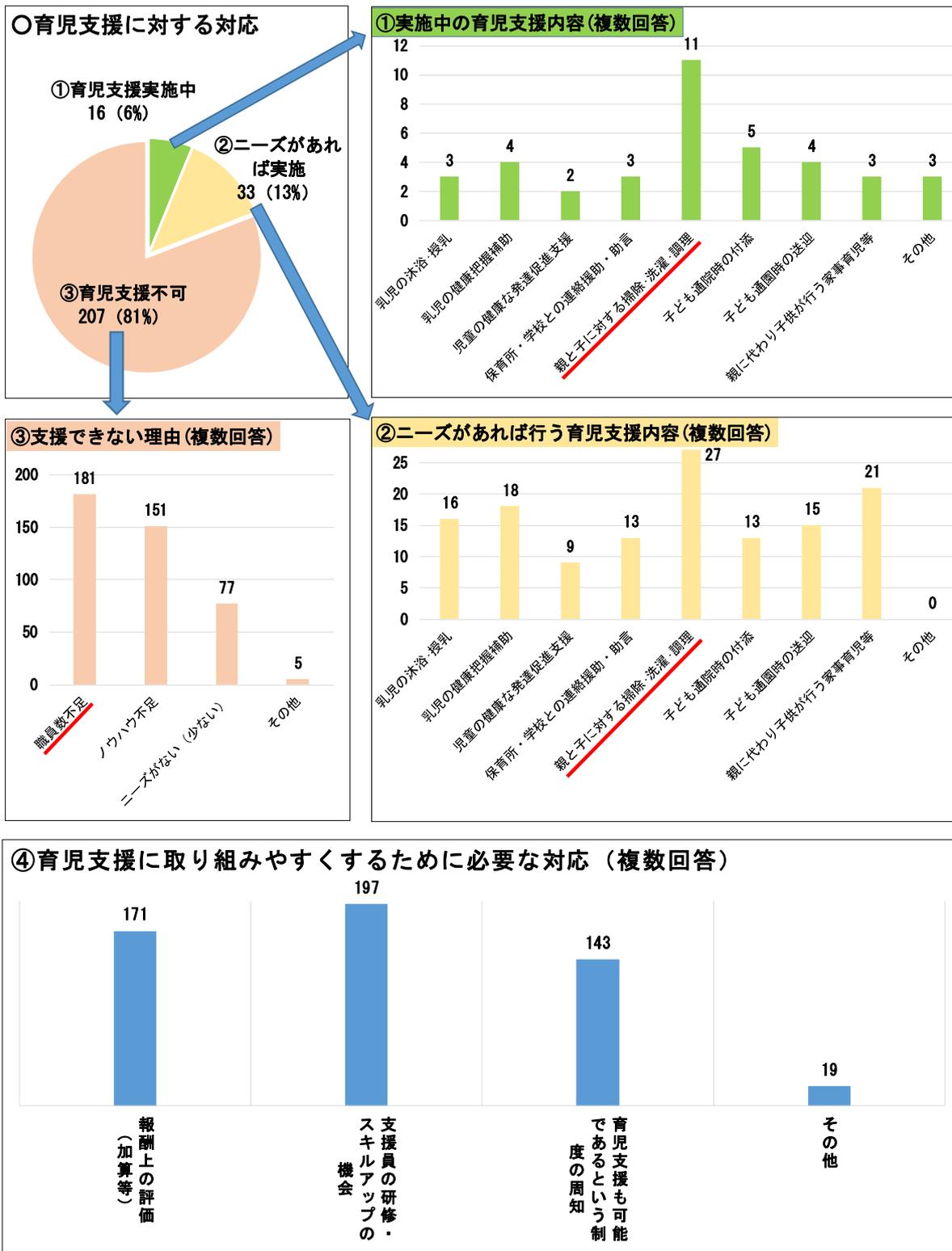
【調査概要】

調査対象	道内全ての居宅介護事業所(政令市・中核市にある事業所を除く)
調査期間	令和6年(2024年度)4月～6月
調査方法	各総合振興局(振興局)を經由し、各居宅介護事業所に調査の回答を依頼するとともに、事業所は、パソコンやスマートフォンを用いて、北海道電子自治体共同システムへアクセスし、インターネットにより回答。
調査項目	・ 事業所における育児支援の実施有無及び内容 ・ 現在育児支援は行っていないがニーズがあった際の実施可否及び内容 ・ 育児支援できない場合はその理由 ・ 育児支援に取り組みやすくするための必要な措置

【調査結果】 256事業所から回答

(回答率：49.7% n=515事業所)

○育児支援を行っている事業所は16事業所(6%)、育児支援のニーズがあれば対応可能な事業所は33事業所(13%)、育児支援の対応ができない事業所は、207事業所(81%)となっており、ほか実施できる育児の内容等は以下のとおりです。



3 市町村等の結婚・出産・子育てに係る支援の現状

障がいのある方の結婚・出産・子育てに係る支援について、市町村や相談支援事業所等の対応状況を把握するとともに、支援事例の収集にあたっての基礎データとするため、「障がいのある方の結婚・出産・子育てに係る相談支援の事例に係る調査」を実施しました。

【調査概要】

○調査対象

- ・市町村の障がい保健福祉担当部局（相談事業の委託先含む）
- ・市町村の母子保健・子育て支援担当部局
- ・障害者相談支援事業所
- ・障害児相談支援事業所
- ・障害者就業・生活支援センター

○調査方法

- ・各総合振興局（振興局）を經由し、各市町村に調査の回答を依頼するとともに、市町村は、パソコンやスマートフォンを用いて、北海道電子自治体共同システムへアクセスし、インターネットにより回答

○調査項目

- ・障がいのある方の「交際・結婚」「妊娠・出産」「子育て」に関する相談の有無
- ・全体的な対応（協議の場、検討メンバー、意思決定支援の課題、その他）

○調査期間

- ・令和6年(2024年)6月18日～7月30日

○留意事項

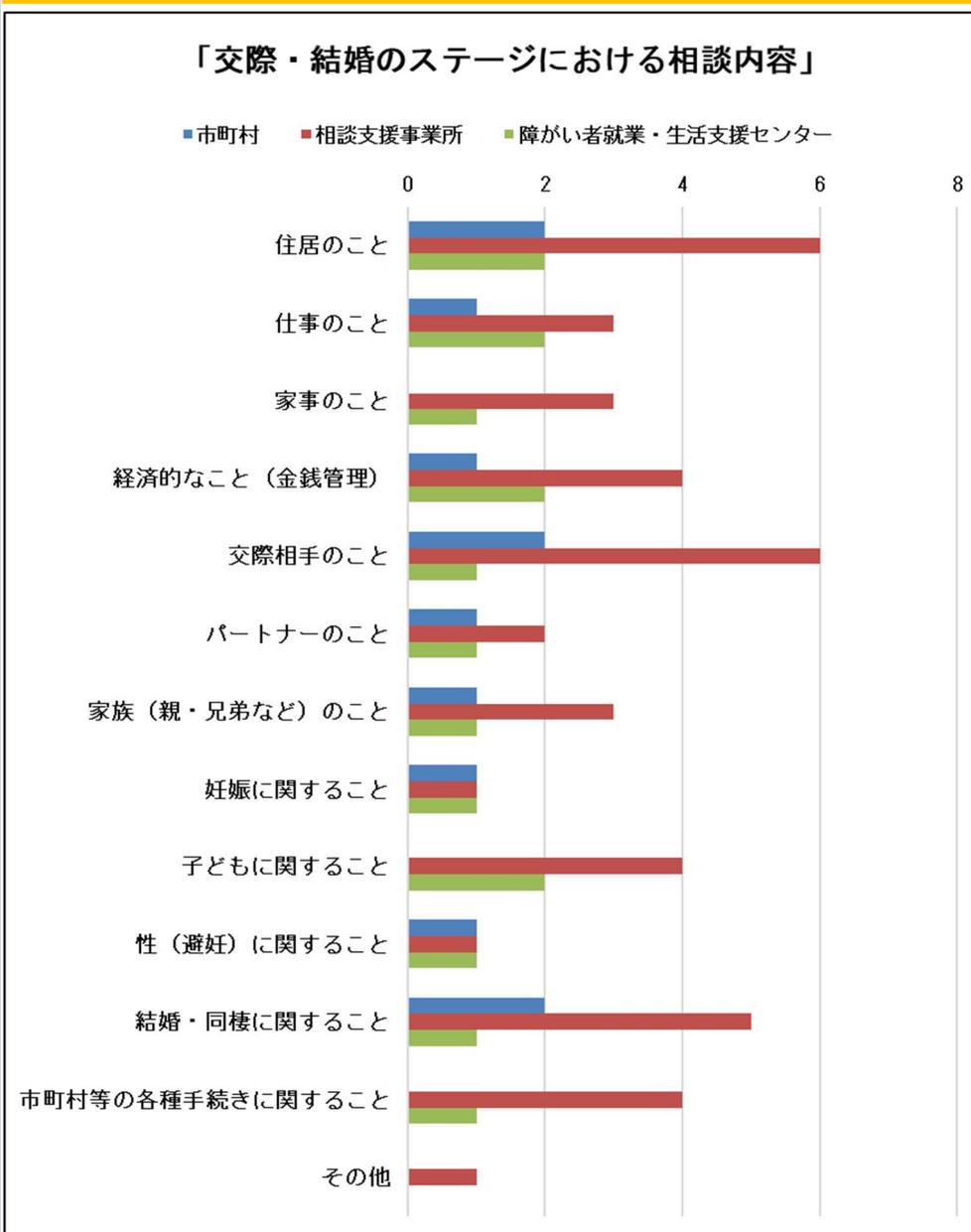
- ・対象となる障がい者の定義については、各種手帳保持者（保持していた方）や障害福祉サービス利用者（利用していた方）とします。
※知的障害の程度（B）に関して、札幌市の場合はB（中度）とB-（軽度）に分かれており、北海道とは区分が異なります。
- ・市町村をはじめとする関係機関が連携して、地域で出産・子育ての支援を行っている（いた）事例を一つ回答することとし、事例が複数ある場合は、知的障がいのある方の事例を優先的に回答することとします。
- ・同一の当事者に対して、「交際・結婚」、「妊娠・出産」、「子育て」の各段階を通して支援を行っている場合は、それぞれの段階ごとの設問に回答することとします。

【調査結果】

回答状況	交際・結婚	妊娠・出産	子育て
市町村	3件	28件	31件
相談支援事業所	10件	4件	12件
障害者就業・生活支援センター	2件	2件	2件

(1)
「交際・結婚」
のステージにお
ける相談実績が
あると回答した
場合の相談内容
※複数選択

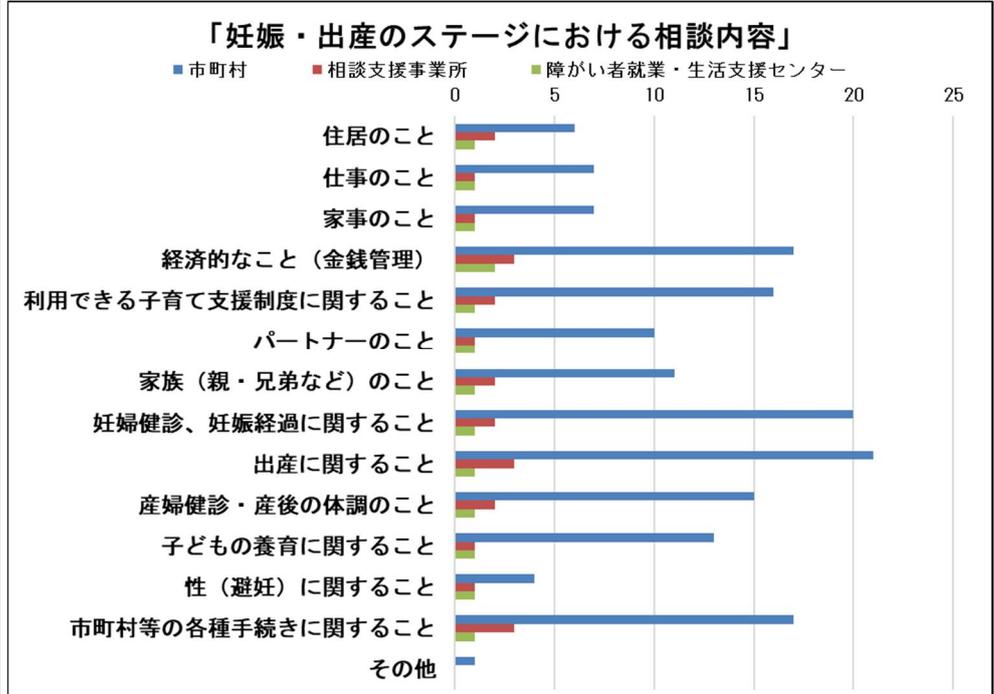
○「交際・結婚」のステージでは、相談支援事業所から支援を行ったとの回答が多く、その相談内容としては「住居のこと」や「交際相手のこと」、「結婚・同棲に関すること」が多くなっている。



(2)

「妊娠・出産」のステージにおける相談実績があると回答した場合の相談内容
※複数選択

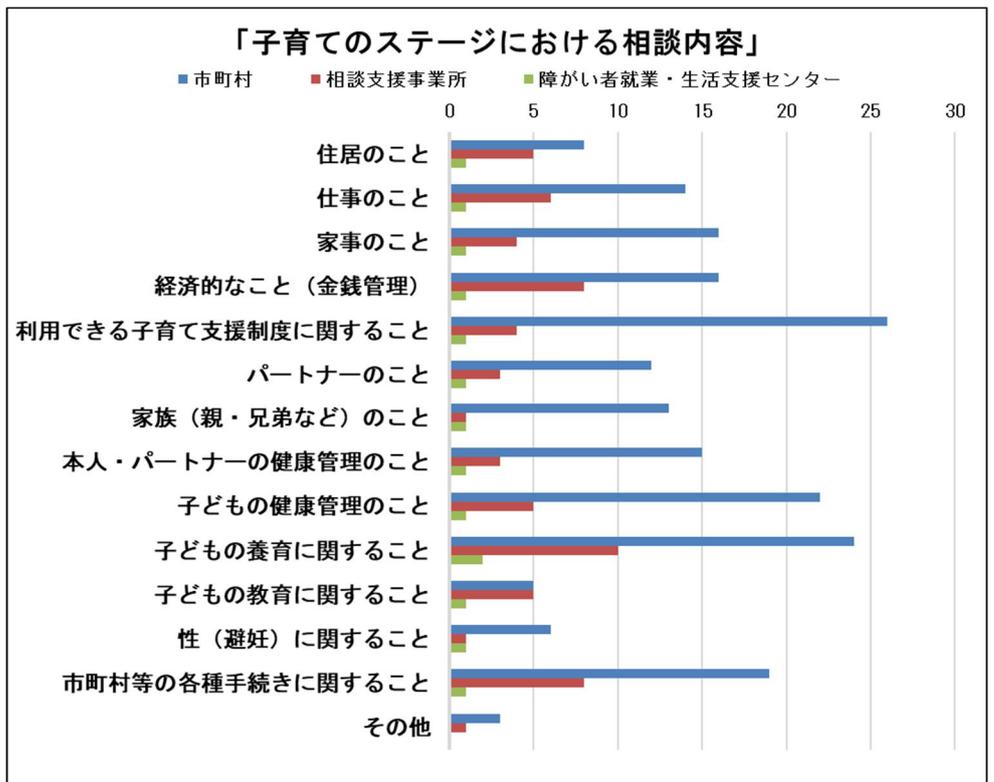
○「妊娠・出産」のステージでは、市町村から支援を行ったとの回答が多く、その相談内容としては「出産に関すること」や「妊婦健診、妊娠経過に関すること」が多くなっている。



(3)

「子育て」のステージにおける相談実績があると回答した場合の相談内容
※複数選択

○「子育て」のステージでは、市町村から支援を行ったとの回答が多く、その相談内容は「利用できる子育て支援制度に関すること」や「子どもの養育に関すること」が多くなっている。

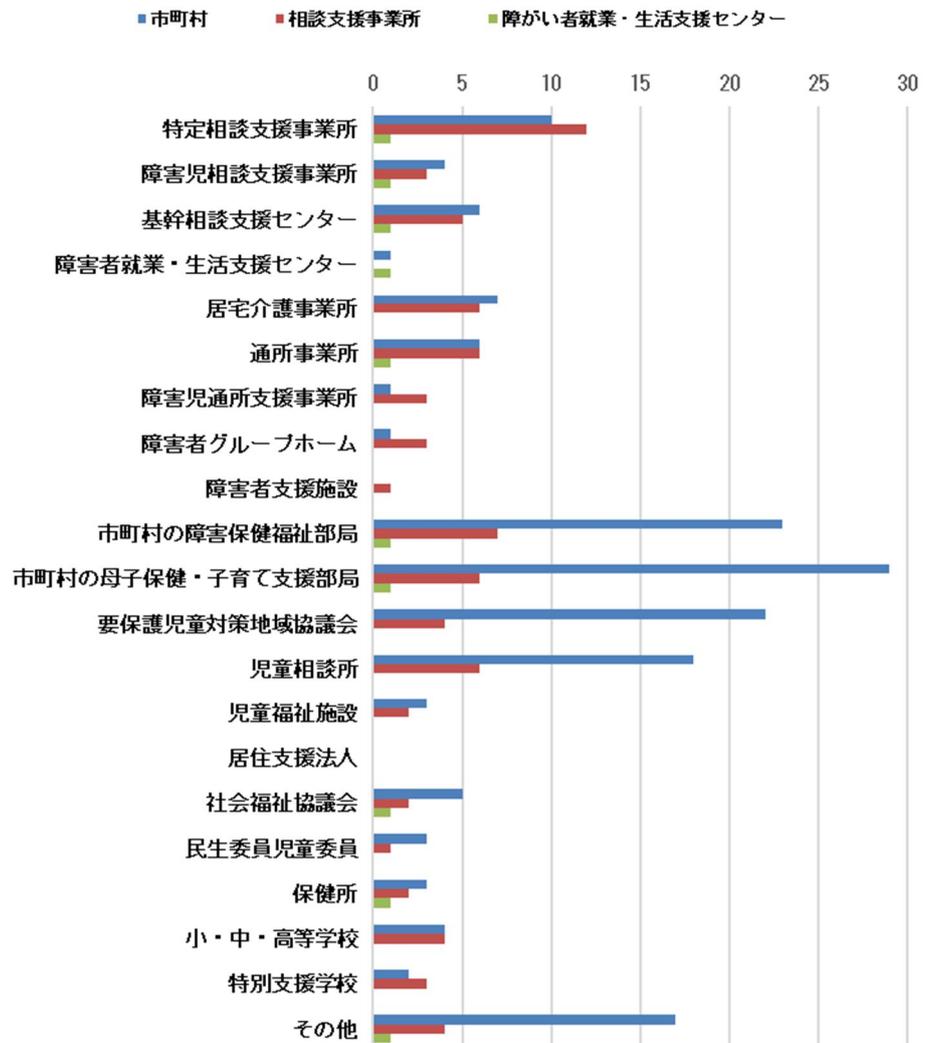


(4)

相談を受けて
対応を検討した関係
機関の構成
※複数選択

○対応を検討した関係機関としては、市町村の障害保健福祉・母子保健・子育て支援部局が多く、まずは市町村内部で連携を図ったものであり、次に児童相談所が多くなっている。

「支援にあたって連携した関係機関について」



○その他の連携機関

- ・医療機関 ・幼稚園 ・教育委員会 ・生活保護担当部署
- ・消防 ・警察 ・福祉ホーム ・本人を雇用している事業所

(5)

相談を受けて
対応を検討した協議
の場

- 個別支援会議（個別ケース会議）
- 要保護児童対策地域協議会
- 市町村の自立支援協議会
- 母子保健ケース会議
- 子育て世帯包括支援センター支援会議
- 障がい者サービス担当者会議

○協議の場は、市町村によって名称が様々であり、「個別支援会議」や「要保護児童対策地域協議会」が多くなっている。

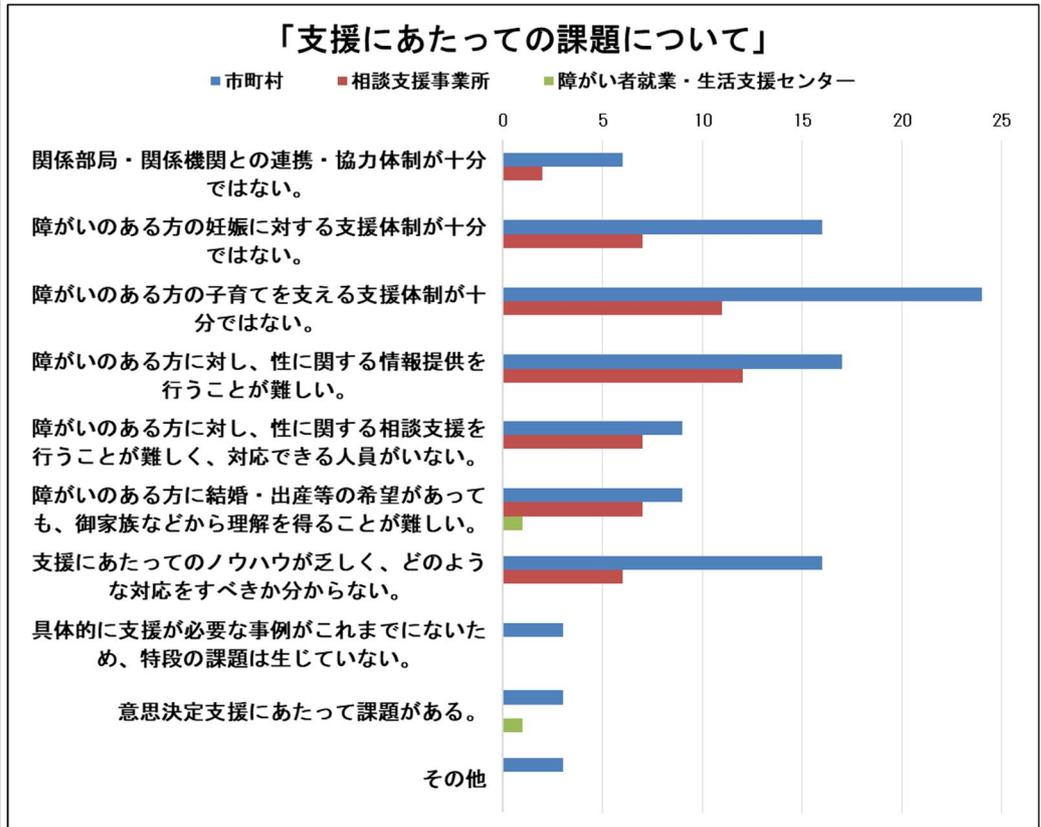
(6)

支援にあたる課題

について

※複数選択

○課題として回答があったのは、「障がいのある方の子育てを支える支援体制が十分ではない」や「障がいのある方に対し、性に関する情報提供を行うことが難しい」が多くなっている。



【意思決定支援にあたっての課題】※自由記載

- 当事者の「意思」そのものが曖昧で、その場で意思決定しても翌日には翻ってしまう。強固な意思決定ができない特性のある障がい者が、意思決定して結婚生活を営んだとしても失敗した際に「誰かに言われた」「相手が望んだから」など、支援者が誘導したように思い込んでしまう可能性が高い。2人の意志が強固でゆるぎなく、意思を尊重したといえるのかをしっかりと考えていく必要がある。
- 母親が子ども好きで、大切に育てようと頑張っているが、自分なりの子育てルールがあり、時として子どもの健康を損なってしまうことがある。
- ご自身の意思が尊重されなければならないのは当然だが、健常者の場合、自身の経済力や将来を見据えてのパートナー選びなどされていると思う。子育てに係る諸手続きや検診、予防接種などかなりの時間を割いて対応しなければならない上に、正規雇用で働いていても休みづらい、パートやバイトであれば生活費に直結するなど、金銭的な面も情報提供しなければならない。頑張れると思っていても夜泣きや病気への対応でなかなか眠れず仕事に出ることもある。困ったら相談支援機関をはじめ周囲の方が助けてくれると思ってもらえることはうれしいが、生まれてくる子の命を支えてゆける結婚、出産、子育てを支援しきれる体制整備が進んでいるか疑問も感じる。仕事を超えて支えるスタッフがいて何とかなっている状況もある。意思決定支援を支える体制整備は、人的な手立てが何より大事と考える。

【その他の課題】※自由記載

- 指導や助言した内容が、障がいのある方に正しく理解されない場合もあり、根本的な問題解決にならないという課題がある。長期的な支援の中で、なかなか問題が解決されず、支援する側が疲弊してしまうという課題もある。
- 障がい者と認定されていないが生活に困難を抱える養育者が、妊娠・出産・子育て等に困った場合の支援体制が十分ではない。判定を受けたら障がい者と認定され支援が得られるかもしれないが、本人や家族の了承、判定できる医療機関・相談機関の少なさが難しい。